

新座市公園トイレクリーンキーパー設置要綱

(平成17年4月25日市長決裁)

(平成20年3月10日改定決裁)

(平成21年3月26日市長決裁)

(平成23年3月31日市長決裁)

(平成29年12月25日市長決裁)

(令和4年3月30日市長決裁)

(設置)

第1条 市内の公園内のトイレの汚れを防止し、市民一体となってトイレを清潔に維持するため、ボランティアによる新座市公園トイレクリーンキーパー（以下「キーパー」という。）を置く。

(役割)

第2条 キーパーは、前条の設置目的を達成するため、次の活動を行う。

(1) トイレ施設の清掃

(2) トイレ施設内のごみの収集及び処分

(3) トイレ施設の破損及び故障並びに粗大ごみ等を見付けた場合の連絡

2 キーパーは、複数のキーパーで管理するトイレに関しては、リーダー及び当番を決め、連絡調整を行うものとする。

3 キーパーは、毎年3月末日までに1年間の活動報告書及び翌年度1年間の活動計画書を、まちづくり未来部みどりと公園課長に提出するものとする。

(委嘱)

第3条 キーパーは、設置目的に賛同し、ボランティア活動を行う意欲がある者の中から、市長が委嘱する。

(任期及び更新)

第4条 キーパーの任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のキーパーの任期は、前任者の残任期間とする。

2 キーパーから辞退の申出がない場合には、引き続き同一期間更新されたものとみなす。ただし、キーパーの活動がキーパーとしてふさわしくないと市長が認めるときは、この限りでない。

(会議)

第5条 キーパーの会議は、必要に応じて行うものとし、まちづくり未来部長が招集する。

(事故報告)

第6条 キーパーは、活動中に事故が発生した場合は、速やかにまちづくり未来

部みどりと公園課に通報し、事故報告書を提出するものとする。

(市の役割)

第7条 市の役割は、次のとおりとする。

- (1) キーパーの活動に関するボランティア保険に加入すること。
- (2) 必要に応じて道具の貸与を行うこと。
- (3) キーパーが回収したごみを収集すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、キーパーの活動に関し必要な支援を行うこと。

(庶務)

第8条 キーパーに関する庶務は、まちづくり未来部みどりと公園課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、様式の作成その他のキーパーの活動に関し必要な事項は、まちづくり未来部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月25日から実施する。

附 則

この要綱は、決裁の日から実施する。